

議案第 6 5 号

甲府市創作の森おびな条例の一部を改正する条例制定について
甲府市創作の森おびな条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和 7 年 6 月 6 日提出

甲府市長 樋 口 雄 一

甲府市創作の森おびな条例の一部を改正する条例

甲府市創作の森おびな条例（平成 2 9 年 1 2 月条例第 3 2 号）の一部を次のように改正する。

第 1 2 条第 3 項を同条第 4 項とし、同条第 2 項中「前項」を「第 1 項」に改め、「規則で定める」の次に「額の範囲内において、市長の承認を受けて指定管理者が定める額の」を加え、同項を同条第 3 項とし、同条第 1 項の次に次の 1 項を加える。

2 前項の利用料金の額は、別表に定める額の範囲内において、市長の承認を受けて指定管理者が定める。

別表中「利用料金」を「金額」に、「4 区画」を「6 区画」に改める。

附 則

この条例は、令和 8 年 4 月 1 日から施行する。

提案理由

創作の森おびなの利用促進を図るため、利用料金等に係る所要の改正を行うについては、この条例を制定する必要がある。これが、この条例案を提出する理由である。